

平成二十年国土交通省令第九十一号

国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十五条第二項、第三十三条第一項及び第二項並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第二条第一号ハ、第七条第二項及び第十五条第三号の規定に基づき、国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則を次のように定める。

（地域における歴史的風致の形成に寄与する施設）

第一条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一号ハの国土交通省令で定める施設は、休憩所、舟遊場、弓場、記念碑、時計台その他これらに類するものであって地域における歴史的風致の形成に寄与するものとする。

（都市公園の管理の公示）

第二条 市町村は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により都市公園の維持等を行うおとすとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、都市公園の名称及び位置、公園施設の種類、名称及び設置の場所（公園施設の新設、増設若しくは改築を行うおとすとき、及び当該行為を完了したときに限る。）並びに都市公園の維持等の開始の日（都市公園の維持等を完了したとき）については、当該都市公園の維持等の完了の日）を公示するものとする。

（公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知）

第三条 令第七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を示して行うものとする。

- 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による許可を行った場合 次に掲げる事項
  - イ 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - ロ 許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の目的、期間及び場所
  - ハ 許可に係る公園施設又は都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件の構造
- 二 都市公園法第九条の規定による協議を行った場合 次に掲げる事項
  - イ 協議の相手方の名称、代表者の氏名及び住所
  - ロ 協議に係る都市公園の占用の目的、期間及び場所
  - ハ 協議に係る都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件の構造
- 三 都市公園法第二十二條第一項の規定により協定を締結した場合 協定の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 四 都市公園法第二十六條第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令を行った場合 次に掲げる事項
  - イ 命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - ロ 命令の内容
- 五 都市公園法第二十七條第一項又は第二項の規定による処分（以下この号において「監督処分」という。）を行った場合 次に掲げる事項
  - イ 監督処分の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - ロ 監督処分の内容

2 前項第三号の協定を締結した認定市町村は、令第七条第二項の規定により公園管理者に通知する場合においては、当該協定又はその写しを併せて送付しなければならない。

（歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出）

第四条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（歴史的風致維持向上地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限り）で縮尺百分の一以上のもの

ハ 二面以上の建築物等の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

ニ 建築物である場合にあつては、各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 建築物等の形態又は意匠の変更にあつては、前号イ及びハに掲げる図面

四 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となるべき事項を記載した図書

第五条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）

第六条 令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧に係る行為

二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道又は専用自動車道（同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第一条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設又は管理に係る行為

三 河川法（昭和二十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）附則第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八号の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九條第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為

七 農業を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為

八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良に係る行為

九 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為

十 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に供するものに用いて供する施設の建設又は管理に係る行為

十一 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設又は管理に係る行為

十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為

十三 道路運送法第三条第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第



別記様式第一（第四条関係）（令2回交第96号、一部改正）

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第33条第1項の規定に基づ

き、  
 { 土地の区画形質の変更  
 建築物等の新築、改築、増築又は移転  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 行為の設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル	
(2)建築物等の新築、改築、増築又は移転	(イ)行為の種別（建築物・工作物）（新築・改築・増築・移転）		
		届出部分	届出以外の部 合 計
	(イ)敷地面積	平方メートル	平方メートル
	(ロ)建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル
	(ハ)延べ面積	平方メートル	平方メートル
	(ニ)高さ 地盤面からメートル	(ホ)用途	
(ヘ)緑化施設的面積 平方メートル	(ヒ)垣又はさくの構造		
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積 平方メートル	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途
	(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容	
	(5)木竹の伐採	伐採面積	平方メートル

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名の欄に、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 歴史的風致維持向上地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設的面積は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条に定める方法により算定すること。

## 別記様式第二（第八条関係）（令2回交4936、一部改正）

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

段

届出者 住所  
氏名

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第33条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名の欄に、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。